

藤原不比等の功封について

河内 佐智子

はじめに

藤原不比等については、『日本書紀』・『続日本紀』をはじめとする史料を総合して、多くの検討が加えられ、さまざまな人物像が描かれている。一般的には、藤原鎌足の後継者で、大宝律令の制定に関与し、養老律令の撰定、平城遷都などの推進者として、八世紀初頭の律令体制の中心に位置し、政治面に大きな権力を保持していた人物であるとされている。

しかし、鎌足と不比等の継承関係も、父子であること以外には明瞭にされておらず、『家伝』の「大織冠伝」と『日本書紀』との関係をはじめとする史料批判も完了しているとはいえない。また、野村忠夫氏・上田正昭氏等によって指摘されてきた「不比等の絶対的な権力」についても、再

検討を必要とするという動きがみられる。

さらに、佐藤宗諱氏は、不比等についても仲麻呂の造作がかなり為されているので、この詔で不比等に与えられた「五千戸」という封戸の数についてもおそらくは仲麻呂の造作であろうと指摘しておられる⁽²⁾。第一に藤原氏が確定〔文武二年（六九八）に不比等のみ藤原氏と称することが許されるようになってからという意であろう〕してから未だ十年にも満ちていないこと、第二に不比等の上位には右大臣石上朝臣麻呂が健在であることをあげておられる。つまり佐藤氏は、それまでの不比等の経歴からでは彼が五千戸を与えられ得るだけの力量と基礎をもっていたとは考えられないのではなからうかと主張しておられる。『続日本紀』の本文批判は、まだ『日本書紀』に対してのようには厳密には行われていない。そのなかでは、佐藤氏の見解は

特異なものである。

本稿では、藤原不比等の「功封」を中心に、それが賜与された慶雲四年（七〇七）ごろの不比等についても考察を加えて行きたい。

一、藤原鎌足の封戸

藤原鎌足が授けられた封戸については、『日本書紀』孝徳天皇即位前紀（六四五）六月庚戌条に、

以大錦冠授中臣鎌子連、為内臣、増封若干戸云々。

とあるが、大化三年（六四七）に制定された「大錦冠」が見えるのは、後の事実を先に記したとしても、封戸の数が「若干戸」となっていて、実数を掲げない点に疑問の余地がある。白雉五年（六五四）正月壬子条に、

以紫冠授中臣鎌子連、増封若干戸。

とあるのも、すでに大小に分かれているにも拘らず単に「紫冠」とすること、ここでも封戸に実数を示していない点に疑問がある。

『藤氏家伝』大織冠伝には、

改元為大化。詔曰。社稷獲安、寔頼公力、車書同軌。

抑又此挙、仍拜大錦冠、授内臣、封二千戸、軍国機要、

任公処分。大臣訪求林藪、搜揚仄陋、人得其官、野无

遺材、所以九官克序、五品咸諧。白鳳五年秋八月、詔

曰。尚道任賢、先生彝則、褒功報德、聖人格言。其大

錦冠内臣中臣連、功侔建内宿禰、位未允民之望、超拜

紫冠、増封八千戸。俄而天万豊曰天皇已厭万機、登遏

白雲、皇祖母尊俯從物願、再応宝曆、悉以庶務委皇太

子。皇太子每事諮決、然後施行。於是、杭海梯山、朝

貢不絶、擊壤鼓腹、郷里稍多。非君聖臣賢、而何致茲

美。故遷大紫冠、進爵為公、増封五千戸。前後并凡一

万五千戸。

とあって、『書紀』と共通する記載がある。第一の記載は大化年間に大錦冠を授けられ、内臣に任ぜられて、封戸二千戸と賜わたつたとあるので、大錦冠を規定した大化三年（六四七）の冠位十三階の制定から、大錦冠を含まない冠位十九階が制定された大化五年（六四九）二月の間のこととすれば書紀のような矛盾はないが、その年月を確定できない点では、『書紀』と共通している。しかし、「二千戸」と封戸の実数を掲げる点は書紀と異なっている。

第二の記載はほとんど『書紀』と一致しているが、『書紀』が「正月壬午」とする日付が「秋八月」となっている

点と、封戸の実数を挙げる点が異なっている。ただし、大小があるのを「紫冠」とするのは、この記載が拠った材料が『書紀』であるか、または『書紀』と共通するものであったことを示しているようである。

第三の記載は、斉明朝に至り、大紫冠を授けられ、封戸五千戸を増し、て計一万五千戸となったというが、『書紀』に所見はない。

『日本書紀』と「大織冠伝」の成立に関しては、坂本太郎氏が両者の関係を母子関係ではなく、兄弟関係であるとしておられる。⁽³⁾ ついで山田英雄氏は、「大織冠伝」の記事は『日本書紀』を基礎において、それに若干の異説を挿入したものと推測しておられる。⁽⁴⁾

両者を詳細に比較検討しておられるのは横田健一氏であって、横田氏の見解は、

結論的にいえば、私は『家伝』の筆者が『書紀』以外の別系統の史料をもっていたと考えるが、この封戸の条のごとく、あるいは偽作の疑いが濃い箇条がある。

それにつき、いささか考えてみたい。疑うべき第一の点は封戸の数が他に比較を絶して巨多であるにもかかわらず、鎌足の冠位、地位がそれに伴うほど高くない

点にある。疑うべき第二点は、『書紀』の封戸賜与記事を通観するに、他のいずれの場合をみても、封戸数は明記してあるのに若干という曖昧な書きかたをしているのはこの鎌足に関する箇条だけである。

と述べ、両者が多くの共通性をもちながら、一方がそれぞれ独自の史料を含んでいることから、両者の共通の原史料(エ)が存在しその史料(エ)をもとにそれぞれ独自の別史料を加えて構成された、いわば兄弟関係にあたるのではないかと推測しておられる。⁽⁵⁾

つまり、封戸を賜ったことは史料エに記されていたが、数に関しては記されていなかったもので、その点はどちらの記事も信用し難いものであるし、『大織冠伝』の成立時期の問題について、天平宝字五年(七六一)前後、つまり藤原仲麻呂を支えていた光明皇太後の崩御前後であろうと推測しておられ、最終的に『大織冠伝』の「一万五千戸」という数は、編者仲麻呂による造作であるとの結論に至っておられる。そのことは、『日本書紀』の記述を全体的にみた場合、具体性に富む表現が多く用いられているのに比べ、『大織冠伝』は抽象的な言葉や中国の故事による比喩が多いこと、特に改新政治や天智朝の改革・律令制定などの具体的

記述は極めて簡単に抽象的な言葉で飾られていることが指摘でき、記述方法、あるいは内容といった点からみても、鎌足を顕彰しようとする仲麻呂の編纂目的によるものと解釈すべきであろうとしておられる。

高橋崇氏もまた「一万五千戸」という数については、仲麻呂による造作であるという横田氏の説を肯定しておられるが、『日本書紀』の表現について、原史料に封戸の數量が記載されていないということは考えられないので、原史料にはおそらく「功封」の意味での記録はなかったものと推測しておられる。つまり、鎌足に功田があったことは確かなので、原史料に記載されている功田を『日本書紀』では「功封」として記した結果ではないかということになる。

いま、『書紀』と「大織冠伝」の原資料や、記事の成立に深入りすることを避けたいが、藤原鎌足に封戸が与えられていたか否かに焦点があると思われる。『書紀』の「封・封戸・食封」の文字ある記事は古くからあるが令制下の食封へ続くと思われる記事に関しては、先に見た孝徳即位前紀にはじまり、次いで大化二年（六四六）のいわゆる「大化改新詔」の規定がある。これらについては疑問ももたれており、白雉五年（六五四）七月丁酉条の吉士長丹に対する

二百戸の賜与にも疑問がもたれている。『書紀』以外では、天平十九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の縁起の部分には、

亦、小治田天皇大化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世徳隋高臣宣命為而、食封三百烟入賜岐。

とあり、資財帳の部分にも、

合食封參佰戸

右本記云、又大化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世徳陀高臣宣命納賜己卯年停止。

とある。両者は共通の「本記」によつたらしいが、「小治田天皇」を推古天皇とすると、大化の年代にはあわず、『書紀』によると「大化三年（六四七）」は丁未にあたり、「戊申」は大化四年となる。この食封は「己卯年」に停止されたところ、『書紀』天武八年（己卯 六七九）四月乙卯（五日）条に、

詔曰、商量諸有食封寺所由、而可加加之、可除除之。

とある記事に関連するが、所在地も記されていないので、施入年次さらにはその存在自体にも疑問があるようである。

しかし、『常陸国風土記』久慈郡の頃には、

至淡海大津大朝光宅天皇之世、遣使檢藤原内大臣之封。

とあって、前後に省略あるいは脱落があるらしく、充分に意味がとれないが、藤原鎌足の食封が天智朝には常陸国に存在したことを示している。また次節で述べるように、『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月壬午（十五日）条にも、孝徳朝に鎌足に食封が授けられたと解釈できる文言があるから、その時点を明確にはできないが、鎌足に食封が授けられていたことは承認できるであろう。

鎌足に与えられた食封は、『書紀』には二か所ともに「若干戸」となっていて、実数を示していない。このことは、鎌足の食封の存在を疑う条件にもなっている。しかし、『書紀』天武元年（六七二）六月壬午条に、

詔村国連男依・和珥臣君手・身毛君広曰。今聞、近江朝廷之臣等、為朕謀害。是以汝等三人急往美濃国、告安八磨郡湯沐令多臣品治、宣示機要、而先発当郡丘、仍経国司等、差発諸軍、急塞不破道。朕今発路。

とある。多臣品治は皇太弟大海人皇子に与えられた湯沐（封戸）の現地管理者であったと考えられる。同月丙戌条には、

男依乘駅来奏曰。美濃師三千人、得塞不破道。

とある。ここに「美濃師」とあり、さきに「経国司等、差

発諸軍」とあるから、美濃国司が徵発した兵士も含まれているかも知れないが、同月丁亥条に、

尾張国司守小子部鉏鈎、率万衆帰之。

とあるのに比べるとはるかに少なく、「先発当郡兵」というから、多くは安八磨郡で徵発された兵士であったと考えられる。このように、湯沐令多臣品治は、安八磨郡において徵兵権を保持していたから、大海人皇子の湯沐は安八磨郡全体を対象に設定されていたことになる。

皇太子の湯沐は『大宝令』に規定されなかったらしく、『養老令』禄令にも「中宮湯沐二千戸」と並んで、「東宮雜用料」が規定されるのみである。しかし、『新抄格勅符抄』や『延喜式民』部上には、東宮食封二千戸が規定されていて、中宮湯沐と同額になるので、郡全体という地域による指定方式をとっていた場合の皇太弟湯沐の目安になると思われる。このような多数の封戸は、評（郡）のような地域を対象として設定されていたと考えられている。

一方、先にあげたように、『書紀』白雉五年（六五四）七月是月条に、吉士長丹に授けられた二百戸、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に、「大化三年戊申」に施入された三百戸の食封が見える。この場合には、藤原宮出土木簡に見える

「白髪部五十戸」によって、岸俊男氏が考察されたように、五〇戸を単位とする編戸が、大化五年（六四九）二月から天智三年（六六四）二月までの間には存在していたから、「五十戸」を単位として封戸が設定されていたならば、その何単位かによって換算し、『大宝令』以後と同じような戸数による食封の表記が可能である。大規模な封戸は地域による設定、比較的小規模な食封は「五十戸」を単位とする設定と、二つの設定法式の存在を考えてよいのではなからうか。

藤原鎌足の封戸について、『書紀』に「若干戸」と不明確な記載がされているのは、大海人皇子の湯沐のように、かなり大規模な封戸が評（郡）などの地域によって設定されていたので、『大宝令』以後と同様な表記を採ろうとしたが、数字への換算が不可能であったと解するのが妥当であろう。このような食封は、『大宝令』以後の食封とは異なった性格・内容のものであったと考えられる。『書紀』が採用した資料に、鎌足の封戸の戸数が記されていないかったとすると、成立期が遅れる「大織冠伝」の材料に戸数が記されていた可能性はない。「大織冠伝」の戸数は造作であると考えられる。また高橋崇氏のように、功田を封戸と書換え

たと考える必要もない。

二、藤原不比等の「功封」

『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月壬午条に次のような記事がみられる。

詔曰。天皇詔旨久。汝藤原朝臣乃仕奉状者^{乃未不在}。臣乃仕奉掛母畏支天。皇御世御世仕奉而、今母又朕卿止為而、心而朕乎助奉仕奉事乃重支劣支事乎所念坐御意坐尔依而、以明淨多利麻比氏夜々弥賜^{奈母}、忌忍事尔似事^{平志}、常劣弥重弥所念坐久宣。又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃、汝藤原大流^{流平}状^平、建内宿禰命乃仕奉^{流買}流事止同事^{流買}止勅而治賜慈賜^買。是以令文所載^{多流}跡止為而、随令長遠久始今而次々被賜將往物^叙止、食封五千戸賜^{止勅}勅命聞宣。辞而不受。減三千戸賜二千戸、一千戸伝于子孫。

この宣命の第一段について、金子武雄は、

天^{すめらみこと} 皇の大神ぞと仰せ下されるには、汝^{みまし}藤原朝臣（不比等）のお仕へ申し上げる状は、ただに今ばかりではない。掛けまくも畏き代々の天皇の御世御世にお仕へ申し上げて、今もまた朕の重臣として、明き淨き心を以て、朕を助け申し上げる事の大変なことであり、大

儀なことであるのを思し召される御意があらせられるから、朕が健康が衰へて悩んでおられるので、不吉なこと乍ら万一のことがあったて、報いることなくてこの儘をはるやうなことになるのを、日頃、気の毒だ、大変だと思し召して居られるとのことを述べ聞かせる。

と訳している。¹⁰⁾ やや意味を補いすぎでの解釈とも思われるが、大意は承認できよう。『懷風藻』には、

贈正一位太政大臣藤原朝臣史五首年六十三

とあり、『統紀』によれば養老四年（七二〇）に没しているので、生年は斉明四年（六五八）となる。『書紀』での初見は持統三年（六八九）二月己酉条で、このとき直広肆の冠位をもち、判事に任ぜられており、三〇才を越えているから、すでに天武朝以来出仕していたと考えられる。天武・持統朝での勤務を、「掛母畏支天皇御世御世仕奉」というのは大袈裟に思われるが、事実には反するとはいえない。また『統紀』によると、大宝元年（七〇一）三月壬辰に、『大宝令』による官号改正とともに、大納言となりこのときに至っているから、「朕卿止為而」というのにも合致している。

第二段について、金子武雄氏は、

又難波の大官に在って天下をお治めなされた、掛けま
くも畏き天皇（孝徳）が、汝の父藤原大臣（鎌足）
のお仕へ申し上げた状をば、建内宿禰命のお仕へ申し
上げた事と同じ事ぞと仰せ下されて、然るべく計らひ
賜ひ、慈び賜うた。

としている。「治賜慈賜」の内容が明確ではないが、冠位・官職の昇進と、食封・水田などの賜与と考えられる。ここでは、第三段と関聯して、前項で述べた鎌足の封戸を指している。

第三段は、

それ故、法令の文書に載せてあるのを拠所として、法令の通りに長く遠く、今を始めとして、次々に将来ひきつづいて賜わるであらうぞと、食封五千戸賜わると仰せ下される大命を、承れとて述べ聞かせる。

とされている。第二段で鎌足に封戸が授けられていたと述べたのを受けて、改めて『大宝令』の条文を根拠として、不比等自身のみならず、将来つまり子孫に引続き五千戸の食封を授けるとしている。

最後に、不比等の辞退により三千戸を減じて二千戸を与え、うち一千戸を子孫に伝えることとしたとある。

第二段と第三段によると、鎌足の死後は、その食封を不比等が継承するのが当然であるようにとれるが、鎌足に与えられた封戸の性格は、令制と異なっているので、その継承に関する規定は明らかではない。詔文を信ずるとしてもいくつかの問題が考えられる。

まず考えられるのは、藤原氏の範囲である。「書紀」天智八年（六六九）十月庚申条には、

天皇遣東宮皇太弟於藤原内大臣家、授大織冠与大臣位。仍賜姓、為藤原氏。自此以後、通曰藤原大臣。

とあるが、姓には言及されていない。中臣氏と同じ連であったかと思われるが、証明する史料はない。また、後の賜姓では、氏全体ではなく、対象の範囲が限定されることが多かったようであるが、その範囲も明確にされていない。「書紀」にはこの後、中臣連金・中臣連大嶋が見えるので、鎌足の子孫に限定されていたのであろうか。

ところが、「書紀」天武十三年（六八五）十一月戊申朔条に、朝臣の姓を与えられた五二氏が列記されていて、「中臣連」は見えるが、藤原氏はない。ところが、「新撰姓氏録」左京神別上には、

内大臣大織冠中臣連鎌子古記云。天命開別天皇監天。八年、

賜藤原氏。男正一位贈大臣不比等、天淳中原瀛真人天皇監天。十三年、賜朝臣姓。

とある。しかも、「書紀」には、天武十四年（六八六）九月辛酉条以降、持統七年（六九三）三月庚子条までに、「藤原朝臣大嶋」「葛原朝臣大嶋」が見え、持統七年六月壬戌条には「葛原朝臣臣麻呂」が見え、持統元年（六八七）二月己酉条の「藤原朝臣史」、同十年（六九六）十月庚寅条の「藤原朝臣不比等」と並存している。この点について、佐伯有清氏は諸説を整理して、天武十三年（六八五）に五二氏の朝臣賜姓があった後、不比等と共に再従兄弟の中臣大嶋・臣麻呂まで、藤原朝臣が与えられたとしておられる。不比等が二八才に達し、すでに数年の官歴を有していたはずであるのに、五二の朝臣賜姓とは別に扱われ、しかも鎌足からすれば傍系までが藤原朝臣とされたことには、単純ではない理由があると思われる。

また、鎌足が死亡した天智八年（六六九）には、不比等は僅かに十二才であって、食封を継承しても管理できる年令ではない。さらに、評(郡)を単位とするような食封は、「大宝令」制定後に見られる食封とは、制度上性格を異にするもので、天武朝の食封に関する政策は、新旧の切替を

意味すると考えられる。もし不比等が封戸を継承していたとしても、三〇才に満たない人物に、改めて大量の食封を賜与することも困難であったのではなからうか。鎌足に与えられた食封が、子孫が継承するべきものであったとしても、それが実行されていなかった可能性は大きい。

しかしながら、この詔は、鎌足の功績による食封に、不比等の功績を加えて、『大宝令』の規定に従って食封を賜与すると述べているので、鎌足の食封が子孫に伝えられないものであったとしても問題にはならない。しかし、ここであらう『大宝令』の条文とは何であろうか。

『養老令』禄令功封条には、

凡五位以上、以功食封者、其身亡者、大功減半伝三世、上功減三分之二伝二世、中功減四分之三伝子。下功不伝。

とあり、『大宝令』の条文は、『古記』に「五位以上功食封者聴」が見えるのみであるが、『統紀』大宝元年（七〇一）七月壬辰条に、

凡一十五人、賞雖各異、而同居中第。宜依令四分之一伝子。

とあるから、「中功減四分之三伝子」も『大宝令』にあった

と考えられ、『養老令』と『大宝令』はおよそ同文としてよいと思われる。

ところで、この条文によると、大功ですら半減三世までであるから、「令文所載^{多流}跡止為而、随令長遠久」というのは、三世に限られることにならう。しかし、「始今而次々被賜将往物^叙止」というのは、永久にという意味らしく、詔の後の「賜二千戸、一千戸伝子孫」も、半減は令文の大功に相当するが、三世または曾孫までと減定せず、子孫とするのもその意味であるらしい。そうすると、令文を規範とするとはいえない。

ただし、『令集解』禄令功封条に引用された『古記』に、五位以上功食封者聴。謂六位以下、雖大功、不在食封之例。但別勅处分依下条耳。

とあるのを参考にすると、令条外条の

凡令条之外、若有特封及増者、並依別勅。

とあるのを適用したともいえる。このような特例規定までを利用して、不比等とその子孫に食封を賜与したとすると、このこと自体に押し切らねばならない反対があったことを示していると思われる。しかし、令の適用条文とは関係なく、この食封は後に「功封」と呼ばれていた。

三、藤原不比等をめぐる環境

少年期に父鎌足と死別した藤原不比等の消息は伝えられていない。壬申の乱にも二〇才に達せず、影響を受けなかったのは幸であった。天武十三年（六八五）二八才のとき藤原朝臣とされている。このとき、再従兄弟の中臣大嶋と臣麻呂も藤原朝臣とされているのは、さきに見たように鎌足の食封の継承には必ずしも有利ではない。しかし、これを天武天皇の好意的な配慮とするならば、藤原氏で出仕しているのは不比等唯一人であるから、中臣氏を加えて、不比等の地位を確立する援助としたともいえるであろう。

『書紀』持統三年（六八九）二月己酉条に至って、「判事」に任命された「直広肆藤原朝臣史」が登場する。判事は後の参議・大弁に当り、直広肆は従五位に相当するとされている。この時は三二才であった。持統十年（六九六）十月庚寅条には、

飯賜正広参位右大臣丹比真人資人一百廿人、正広肆大納言阿倍朝臣御大人・大伴宿禰御行並八十人直、広彥石上朝臣磨・直広式藤原朝臣不比等並五十人。

とあり、三九才で従四位相当の直広肆に昇り、石上麻呂と

並んで大納言に次ぐ有力な地位にあった。

このような状況の中で、『続日本紀』文武二年（六九八）八月丙午条には、

詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之。但意美麻呂等者、縁供神事、宜復旧姓焉。

とある。この詔の中の「藤原朝臣」は、その下に「其子不比等」とあるから鎌足のことである。この部分は鎌足が「藤原朝臣」を賜わったと解釈すべきではなく、文武二年頃にはすでに藤原氏は朝臣と決まっていたので、このような表現をとったとすべきである。

この詔で述べられているのは、まず第一に「藤原朝臣」は鎌足の直系の子である不比等が継承すること、第二に意美麻呂らは旧姓の中臣朝臣に復することである。高島正人氏によると、⁽¹⁾

不比等とその一家を神事供奉氏族としての職掌から解放し、鎌足の功業と不比等の才幹と宮子・五百重娘・新田部親王、妻梟犬養三千代ら不比等ゆかりの宮廷勢力を結集して藤原氏が国政審議氏族として外廷政治の中枢に活躍する基礎を築いたことである。いわば不比等一家はこの詔によって神事奉斎の伴造氏族から国政

に参与する議政氏族への転換を行ったのであり、かつ鎌足の功業を不比等自らその一身に集中掌握して、その地位の強化に資したのである。

と述べておられるが、すでに前年の八月癸未条には、
以藤原宮子娘為夫人。

とあり、不比等が外戚となることも予想できる時期であるから、ここを基点に不比等の地位が確立して行くというよりも、その完成を意味するものであるといえよう。さらに云うならば、鎌足の功業という抽象的な表現よりも、鎌足が得た食封を、不比等が再び賜与される条件が備わったというべきではなからうか。このとき不比等は四一才であった。

つづいて、文武四年（七〇〇）六月には、不比等は正四位相当の直広彦に上っており、『大宝律令』撰定により禄を賜わっている。

さらに注目したいのは、大宝元年（七〇一）三月甲午（二十一日）条の新令施行による切換えの叙位である。この条によると、次のような構成になっていたことがわかる。

左大臣 正二位 多治比真人嶋

右大臣 従二位 阿倍朝臣御主人

大納言 正三位 石上朝臣麻呂

正三位 藤原朝臣不比等

従三位 紀朝臣麻呂

散位 従三位 大伴宿禰安麻呂

ここで問題とされるのは、不比等が直広彦から正三位に昇叙され、大伴宿禰安麻呂の直大彦から従三位を追い越し、石上麻呂と肩を並べている点である。

野村忠夫⁽¹²⁾氏は、

その背後には文武夫人としてこの年首皇子（後の聖武）を生んだ娘宮子があったし、浄御原令で成立した律令体制を完成させるべく編纂をすすめた大宝律令の實質的、主権者としての地歩も大きく作用したとみられる。

と述べておられる。「大宝律令の實質的な主権者」とは、とりもなおさず政界の中心人物といえるであろう。

持統天皇は、大宝二年（七〇二）十二月に崩じ、翌四年十二月に大内陵に葬られるが、明けて慶雲元年（七〇四）正月癸巳条には、

无位長屋王授正四位上。

と、二世王としては異例である長屋王の初叙の記事が見ら

れる。同月丁酉条には、

二品長親王・舍人親王・穂積親王・三品刑部親王益封各三百戸。三品新田部親王・四品志紀親王各一百戸。

右大臣從二位石上朝臣麻呂二千一百七十戸。大納言藤原朝臣不比等八百戸。自余三位已下五位已上十四人各有差。

とあり、五日後の壬寅条には、

詔御名部内親王・石川夫人益封各一百戸。

とある。御名部内親王は天智天皇の皇女、元明天皇の姉で、高市皇子の妻、長屋王の母とされている。長屋王は天平元年（七二九）に至り、「私学左道、欲傾国家」という理由で告発され自尽させられたが、統紀養老五年（七二一）十月丁亥条によると、不比等の次男房前と共に元明太上天皇から崩後の措置を託されていることもあり、このころまでは信頼が厚かった。元明天皇の皇女で文武天皇の姉妹である吉備内親王を室としているのも、信頼の表れと考えられるが、不比等も娘長娥子を長屋王の妻としている。不比等はこのような姻戚関係に結ばれていて、政略結婚といえるけれども、臣下としては皇室と最も強く結ばれていたといえる。幼少ではあるが首皇子（聖武天皇）と、同年に生れた

光明子との婚姻もすでに双方で計画されていたかも知れない。

すでに金子武雄が強く主張しているが、『統紀』⁽¹³⁾慶雲四年（七〇七）七月壬子条の元明天皇即位詔によると、文武天皇は慶雲三年（七〇六）十一月に、母の皇大妃阿閉皇女（元明天皇）に讓位の意志を伝えていて、翌慶雲四年正月甲午条には、大極殿に出御したことが記されているが、六月辛巳（十五日）に崩じた。不比等に食封が与えられたのは、四月壬午（十五日）で、崩御の二か月前である。

治世の終りが近いことを覚った文武天皇が、幼少の首皇子（聖武天皇）の即位を確実にするため、従来から信頼しており、皇位に即く可能性が全くない不比等に対しその評価を高め、彼の奉仕が一層の効果をあげるように、食封五千戸という破格の厚遇を示したと考えられる。或は、即位しなかった夫をもつ皇大妃の即位という異例の措置に出ることを決意した阿閉皇女が、その子文武天皇と合議の上での行動に出たとも考えられる。これまで見過がされていたようであるが、『統紀』には続けて、

又詔。益封親王已下四位已上、及内親王諸王嬪命婦等各差。

とあって、協力が望まれる範囲にも、食封が増加されている。不比等のみへの厚遇が、周囲の反感を招かないための配慮と考えられる。

四、「食封五千戸」について

これまでの考察によって、『続日本紀』慶雲四年(七〇七)四月壬午条に記されている、藤原不比等に食封五千戸を与えるという詔には、疑問の余地がないと思われるが、さらに文中の「食封五千戸」について考えたい。

まずこの条について見ると、不比等は「食封五千戸」を提示されたが固辞し、二千戸に減じ、子孫にはさらに半減して一千戸が与えられている。上位の右大臣石上朝臣麻呂は、慶雲元年(七〇四)に二一七〇戸の食封を受けており、おそらくこの日に益封されていると考えられるから、不比等の二千戸は位封・職封のほかであったとしても、必ずしも過大とはいえない。過大な恩寵に対しては、それを辞退して謙讓の徳を示すことは、多く見られよう。もし、最初に妥当な数を示して、礼儀上辞退されたならば、予定よりはるかに少ない数に落着いてしまう。それを避けるための筋書があらかじめ立てられていたと考えると差支えないので

はなかるうか。最終的には二千戸になるように、五千戸が示されたとすれば、ここに藤原仲麻呂の加筆を考える必要はない。しかも先に見たように、不比等への厚遇が反感を生じない配慮もなされているのである。

しかし、一度記録された「食封五千戸」は、後まで意味をもっている。『続紀』天平二年(七三〇)四月辛未条には、

始置皇后宮職施葉院。令諸國以職封并大臣家封戸庸物充価買取草葉、毎年進之。

とある。不比等の死後、藤原氏から大臣は出ていないから、「大臣家封戸」は不比等に与えられた功封をさし、不比等の死後になっても半減して子孫に伝えるという措置は取られていなかったと考えられる。ついで、天平十三年(七四一)正月丁酉条には、

故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸。二千戸依旧返賜其家、三千戸施入諸國々分寺、以充造丈六仏像料。

とある。前年九月に起きた藤原広嗣の乱について、藤原豊成が返上を申し出たが、二千戸は返賜され、三千戸が国分寺に施入されたとする。「故太政大臣」は、前年に死亡した藤原武智麻呂もまだ贈られていないので、不比等のことである。このときにも、まだ子孫に伝える手続はとられてい

なかった。

ここで問題とされるのは、慶雲四年（七〇七）に不比等が受けた二千戸が五千戸となっていることである。これについて竹内理三氏は、大臣家の封戸は功封とは限らず、慶雲四年以降天平十三年までの間に、三千戸が与えられたのであろうとしておられる。また高橋崇氏は、慶雲四年に不比等は二千戸だけを受領したが、天皇の方では残り三千戸も支給済みとし、書類上では五千戸になっていたのではないかと推測しておられる。

しかし、唐の虚封の制を参照することも可能ではなからうか。唐の食封制では、荣誉を示す目的で巨大な数が示されるが、これは虚封で名目に止まり、収入は食実封とされる幾分かの戸数に限られるのである。日本には虚封の制はなかったとされているが、天平宝字四年（七六〇）に、不比等は近江国十二郡に封じられ、淡海公を贈られて、国封の初例となっている。不比等以降に国封が与えられたのも全て死後で、藤原氏の九名のみで、藤原氏の特権といえる。国封は死後に与えられるが、荣誉を示すのみで、子孫に実益はないから虚封であるといえるのではなからうか。そうだとするならば、日本にも虚封の觀念はあったことになる。

慶雲四年の詔に示された「食封五千戸」は虚封で、不比等が受けた二千戸が食実封であったと考えられるようになっていたのではなからうか。

虚封であっても、建前では実在のものであるから、功封を返上する場合には五千戸とされ、園分寺の食封はその三千戸分であるとされたのではあるまいか。もしそうだとすると、藤原氏は二千戸を返賜されているから、事実上の削減はなく、しかも広嗣の乱の責任を取ったという実益を得たことになる。余りにも推測に過ぎるかも知れないが、検討の一案として示しておきたい。虚封であったか否かは別としても、返賜されたことによって、子孫へ半減の措置はとられなくなったらしく、「故太政大臣家はこれ以後見えなくなり、二千戸は不比等の子孫である藤原氏に伝えられて行った。

次に『続日本紀』天平神護元年（七六五）四月丙子（十五日）条には、

右大臣従一位藤原朝臣豊成等上表言。臣等曾祖大織冠内大臣、踏義懷忠、許身奉国。皇朝藉其不世之勲、錫以無窮之賞。胤子・正一位太政大臣、礪陳丹誠。抗表固辞。天朝即割賜二千戸、伝及子孫。臣等以累世家門、

久沐榮寵。豈悟、逆賊仲麻呂近出臣族。極凶肆逆、若斯之甚。今臣等既以凶逆之囚族、猶霑槩之余封。以何面目叨近殊厚。伏願、奉納先代所賜功宝、少塞天下之責、無任兢惶之至。奉表以聞。詔許之。

とあり、不比等の孫豊成らが、再び弟仲麻呂の叛乱により、功封二千戸を返上している。功封の由来については、慶雲四年の詔を参照しているらしいが、鎌足に封戸が与えられ、不比等がそれを固辞して二千戸と述べ、五千戸にはふれていない。「天朝即割賜二千戸、伝子孫」と半減にふれていない点にも意味があるようである。五年後の宝龜元年(七七〇)十二月庚戌条には、

贈太政大臣功封、依旧賜之。

とあって返賜されているが、これを期待して天平十三年(七四一)の返賜の際の二千戸がはじめから定まっていたように書いているのではなからうか。

さらに『日本後紀』弘仁六年(八十五)六月丙寅(二十七日)条には、

右大臣從二位兼行皇太弟藤原朝臣園人等奉表乞還先祖封曰。臣等高租大織冠内大臣鎌子、在昔天豊財重日足姫天皇御宇也、縁一匡之功。錫封一万五千戸。胤子

正一位太政大臣、堂構相承、門風是存。由茲、慶雲四年勅賜封五千戸。大臣固辞。天恩允請、即減定二千戸、伝及子孫。天平神護先年、從一位右大臣抗表奉返。宝龜元年勅更還賜。大同三年正三位守右大臣内麻呂又抗表奉返、不蒙允聽。臣等伏料元緒、事寄功勞。今臣等冒寵苟進、未効涓塵、荷恩時來、徒冥山岳。而重叨殊私、久淹歲序、俯仰天地、慙悚罔厝。恐乖忌滿之遠誡、必取覆餗之近憂。伏願奉納所伝功封、以補万一、少塞素尸。天鑒曲廻、矜斯誠請、則家祚惟永、物議復休焉。無任丹懇切迫之至、謹拜表陳請以聞。不許。

とある。この上表は、慶雲四年の詔、天平神護元年の上表のほかに、はじめて「大織冠伝」を引用している。天豊財重足姫天皇(斉明)の御宇に、封一万五千戸が与えられたとするのは、「大織冠伝」に、

皇祖母尊俯從物願、再応宝曆、悉以庶務委皇太子。皇太子每事諮決、然後施行。(中略)遷大紫冠、進爵為公。増封五千戸、前後并一万五千戸。

とあるのによつており、「慶雲四年。」から「大臣固辞」は詔に、「減定二千戸、伝及子孫」は豊成の上表によつていと考えられる。

豊成の返納以後、大同三年（八〇八）に右大臣内麻呂が返納の上表を出したというが、『日本後紀』が欠巻で、『日本紀略』にも記載がなく、理由は明らかではない。前年の伊予親王の謀叛に藤原氏の関与する者がいたためであろうか。

この右大臣藤原園人らの上表は、これまでのように、藤原一族の者が叛乱のような不祥事に関係したためではないようである。「奉納所伝功封、以補万一、少塞素戸」というのは、国家収入の増加を意味している。桓武朝以後の財政再建政策のなかで、位封の減少なども実施されているので、藤原氏のみが莫大な功封を所有していることへの非難もあったようである。「則家祚惟永、物議復休焉」ともいっている。

この上表は承認されなかったが、『日本紀略』弘仁十一年（八二〇）正月己卯条には、

詔曰。周嘉公旦、祚流七胤。漢礼蕭何、一門十侯。藤氏先祖、逐烏雀於朝廷、舒鷹鷲之輕翼。云々。是以褒賞封戸、歴代不絶。惣一万五千戸。云々。宜自貫白丁、迄于五世、課役蠲除、奔葉為例。

とあって、省略により文意が明らかでないところもあるが、

藤原氏の功封を停止する代償として、白丁（無位）となっても五世以内は課役が免除される特権を得たと解されている。ここに至って、「歴代不絶、惣一万五千戸」というのは、「大織冠伝」の一万五千戸を虚封としているのかも知れない。五年前の園人らの上表に何われる非難が、功封の返納を避けられない状態にまで至ったのであるか。この見方とともに、不比等の功封を受けて一〇〇年の間に、藤原氏に大きな収入を確保させた上に、反乱などに藤原氏が関与したときの責任回避にも役割をはたしていたが、藤原氏の側にも、功封を固持することの利点よりも、これを放棄しても差支えない状況が生じていたとも考えられる。不比等の功封の終末は、藤原氏の新しい方向、摂関政治出現への道が開かれたことを示す特徴的な事象ではあるまいか。

むすび

本稿では、まず従来不明確とされていた藤原鎌足の食封について、『日本書紀』の記載にはなお問題は残るが、おそらく評を単位として地域が指定されたかなり大量の封戸が存在したことを推測した。ついで『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月壬午条の詔を検討し、内容が当時のものである

として矛盾はないことを論じ、不比等がこの功封を受けた理由についても考えた。最後に、不比等の功封のその後の経過を概観して、五千戸が虚封とされていたと考えられるのではないかという仮説を提示した。

ふりかえってみると、問題を羅列したにすぎず、先説に異を唱えようとしたに過ぎないように思われる。もし今後の検討の参考になるならば幸である。最後に、本稿についていろいろ御指導を頂いた水野柳太郎先生に、厚く感謝いたします。

〔註〕

- (1) 野村忠夫『律令政治の諸様相』(昭和四三年 塙書房)・上田正昭『藤原不比等』(昭和五一年 朝日新聞社)
- (2) 佐藤宗諄『元明天皇——論その即位をめぐる』(『古代文化』一月号 昭和五三年)
- (3) 坂本太郎『大化改新の研究』(昭和一三年 至文堂)七二頁。
- (4) 山田英雄『中臣鎌足伝について』(『日本歴史』五八号 昭和二八年)
- (5) 横田健一『藤原鎌足伝研究序説——家伝の成立——』(『白鳳天平の世界』昭和四八年 創元社) 一一二頁。
- (6) 高橋崇『藤原氏の封戸について』(『律令官人給与制の研究』昭和四五年 吉川弘文館) 四七六頁。
- (7) 『続日本紀』天平宝字元閏八月壬戌条
- (8) 鬼頭清明『食封制の成立』(『日本史研究』九三号 昭和四

二年)。但し、高橋前掲書七一頁に批判がある。

- (9) 「白髪部五十戸の貢進付札」(『日本古代文物の研究』昭和六三年 塙書房) 一五五頁。
- (10) 金子武雄『続日本紀宣命講』(昭和一六年 東京書籍出版社) 六四頁。
- (11) 高橋正人『奈良時代諸氏族の研究』(昭和五八年 吉川弘文館) 一八一頁。
- (12) 野村野村前掲書 一〇〇頁。
- (13) 金子前掲書 六三頁。